

水俣市内で新たに創業する人を応援します！

【水俣市創業支援事業補助金】

チャレンジできるまち水俣！

水俣市内で新たに創業する人を対象に、創業に要する経費(準備経費)や事業所借入費の一部を補助します。



【補助対象経費 及び 補助金額】

◎ 創業準備経費：総額の2分の1（上限額 50万円）

人件費、設備費、原材料費、謝金、広報費、マーケティング調査費、委託費、知的財産権等関連経費、司法書士や行政書士に等に支払う申請資料作成経費など

◎ 事業所借入費：対象経費の2分の1（月額上限 3万円）

通算12か月以内。商店街組合に加入した場合は、通算24か月以内。
敷金、礼金、駐車場費、共益費等は対象外です。

【補助対象者の主な要件】

次の①～⑤を満たす中小企業者が対象です。
このほか、詳しい内容は要綱や手引きを確認してください。

- ① 補助金の交付申請を行う年度内に水俣市内で創業し、事業所を開設すること
- ② (個人) 水俣市内に居住している、または補助金の交付を受ける年度の末日までに水俣市内に居住する者
(法人) 補助金の交付を受ける年度の末日までに、水俣市内を本店所在地とした法人登記を行う者
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 水俣商工会議所が主催する新規創業者等支援事業に係る研修又は経営指導を受けること
- ⑤ 3年以上継続して事業を行う見込みがあること

【問い合わせ先】

水俣市産業建設部
経済観光戦略課 経済振興室
TEL:0966-61-1628
E-Mail:keizai@city.minamata.lg.jp
受付時間：平日 9時 から 17時 まで

詳細は水俣市ホームページでも確認できます。↓↓



対象業種などは裏面をご覧ください。➡

【補助対象となる業種】

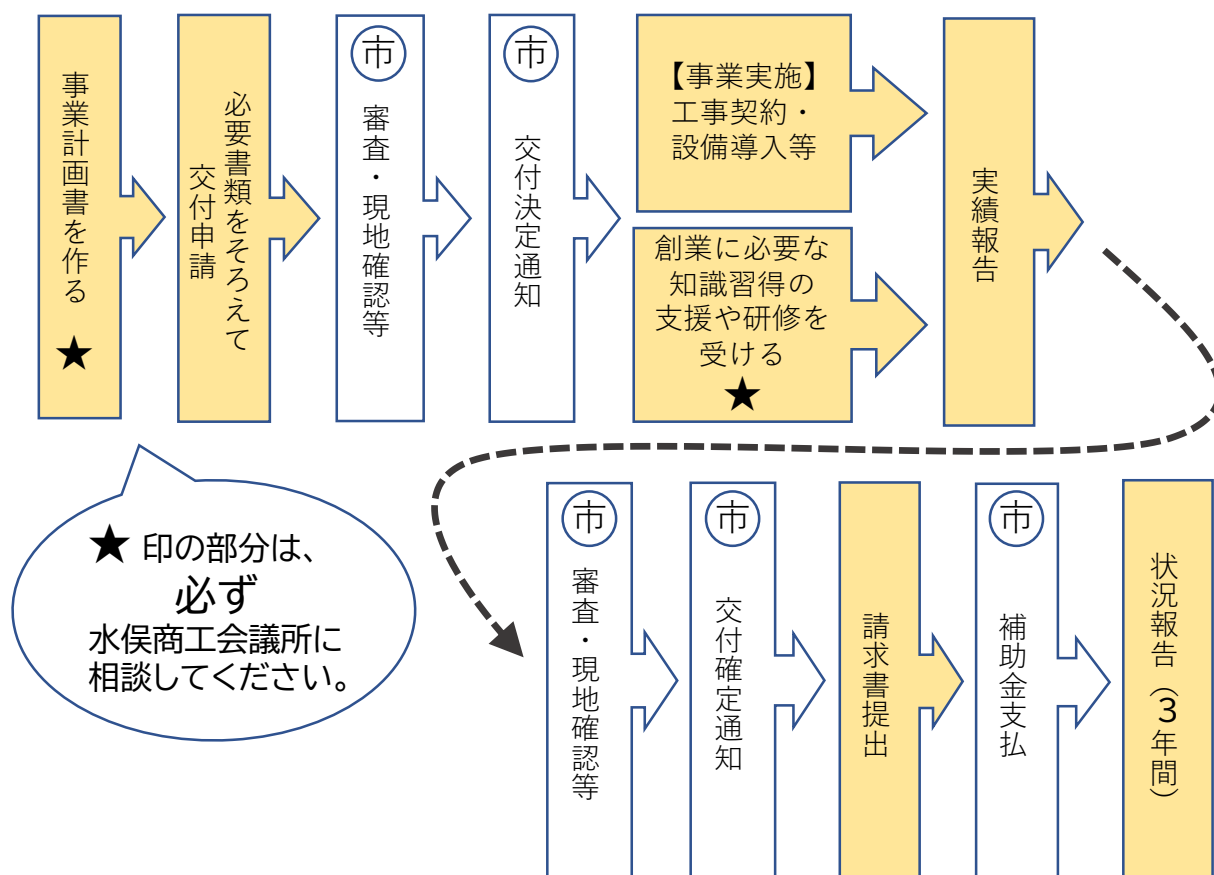
- 農業、林業 ○ 鉱業、採石業、砂利採取業 ○ 建設業 ○ 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業 ○ 情報通信業 ○ 運輸業、郵便業
- 卸売業、小売業 ○ 金融業、保険業 ○ 不動産業、物品賃貸業
- 学術研究、専門・技術サービス業 ○ 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業(※1) ○ 教育、学習支援業 ○ 医療、福祉(※2)
- サービス業(他に分類されないもの)(※3)

(※1) 競輪・競馬等の競走場・競技団、遊戯場及び芸き業並びに公序良俗に反する事業は補助の対象としない。

(※2) 病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業は補助の対象としない。

(※3) 政治・経済・文化団体、宗教、外国公務は補助の対象としない。

【手続き、補助金交付の流れ】



※ 交付決定を受けた年度の末日までに、創業する必要があります。

※ 水俣市外にお住まいで個人事業主として創業する場合は、交付決定を受けた年度の末日までに水俣市内に居住する(住民票を水俣市内に置く)必要があります。

※ 事業所借入費は、年度をまたいでの補助が可能です。その際、年度ごとの申請が必要です。

※ 必ず、水俣商工会議所が主催する新規創業者等支援事業に係る研修又は経営指導を受けて、その証明を受けてください。支援を受ける時期や方法は、水俣商工会議所に相談してください。